

## 再処理施設および廃棄物管理施設の保安規定の整合性について

## 1. はじめに

本資料は、新規制基準適合に係る再処理施設／廃棄物管理施設保安規定の変更にあたり、再処理および廃棄物管理事業間における申請内容の整合性を整理するとともに、相違点については、法令および事業変更許可申請等を踏まえて、その理由を説明する資料である。

## 2. 再処理施設および廃棄物管理施設の保安規定の整合性

再処理および廃棄物管理事業間の運用について整合を示すため、表 1 に事業間で整合を図って規定した運用を抜粋するとともに、表 2 において、両保安規定の同様の変更箇所を並記した上で相違点がある場合は、その理由について記載する。

再処理施設保安規定および廃棄物管理施設の保安規定変更案は主に法令および事業変更許可申請内容の違いによる相違点はあるが、事業間で整合が図れる運用については整合を図って規定している。

再処理／廃棄物管理の双方の保安規定に同一の項目を反映するものについては、外部火災、火山影響など同一の活動を実施する場合は、両者の保安規定への規定内容に齟齬が生じないようにするとともに、その他の同一に規定する項目についても、保安規定に基づき策定する品質マネジメント文書への展開や体制の整備等の運用面での画一性を考慮して、保安規定への規定の仕方、項目等を揃えるなどに配慮した。

## 3. 保安規定変更申請の補正について

事業間の整合確認において、以下の点について見直す必要があることを確認したため、保安規定変更申請を補正する。

- ・ 再処理施設においても排気中の放射性物質濃度等の測定結果の表示を行うこととし、再処理施設の保安規定を補正する (P. 8/18)
- ・ 再処理施設における通信連絡手順の整備に係る対応は「設計基準事故等」を対象とし、「設計基準事故等」の定義を明記するよう再処理事業の変更申請を補正する。廃棄物管理施設における「安全設計上想定される事故等」について定義を明記するよう廃棄物管理事業の変更申請を補正する。(P. 8/18)
- ・ データ伝送を再処理事業および廃棄物管理事業の両方に記載したが、廃棄物管理事業ではデータ伝送を実施しないため、廃棄物管理事業の変更申請を補正する。(P. 9/18)
- ・ 廃棄物管理施設の保安規定 添付 1 の火災の教育訓練内容に記載する火災防護対象設備の対象を特定する補足の表現が不明確であるため、廃棄物管理事業の変更申請を補正する。(P. 11/18)
- ・ 保安規定 添付 1 の火山モニタリング等における災害を未然に防止するための措置について、記載の仕方に相違があるため、廃棄物管理事業の変更申請を補正する。

(P. 15/18)

- ・ 廃棄物管理施設の保安規定 添付 1 の火山影響等発生時における c. の標題が措置内容と整合していないため、廃棄物管理事業の変更申請を補正する。(P. 16/18)
- ・ 保安規定 添付 1 の火山影響等発生時における災害を未然に防止するための措置について、判断基準の記載の仕方に相違があるため、廃棄物管理事業の変更申請を補正する。(P. 17/18)

表1 再処理/廃棄物事業間で整合を図って規定した運用抜粋

項目	内容
○職務	防災業務課長：火災発生時における施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務
	技術課長：火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務
	土木建築技術課長：火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務
○安全委員会の審議事項	作成する各計画の審議追加
○火災発生時の体制の整備	火災防護計画の策定（作成者、承認者含む）
	火災防護計画に定める事項（要員の配置、教育訓練、資機材の配備、可燃物管理）
	火災防護計画制定/改正時の安全委員会付議
	火災防護活動（手順整備、消火活動、防火管理）
	火災発生時の体制の整備に係る定期的な評価 火災影響による災害未然防止措置
○火山活動のモニタリング等の体制の整備	火山活動のモニタリング等の体制の整備に係る計画の策定（作成者、承認者含む）
	火山活動のモニタリング等の体制の整備に係る計画に定める事項（要員の配置、教育訓練）
	火山活動のモニタリング等の体制の整備に係る計画 改正時の安全委員会付議
	火山活動のモニタリング活動（観測、火山専門家の助言、評価、判断）
	火災防護活動の定期的な評価 観測データに有意な変化があった場合の災害未然防止措置
○火山影響等発生時の体制の整備	火山影響等発生時の体制の整備に係る計画の策定（作成者、承認者含む）
	火山影響等発生時の体制の整備に係る計画に定める事項（要員の配置、教育訓練、資機材の配備、可燃物管理）
	火山影響等発生時の体制の整備に係る計画制定/改正時の安全委員会付議
	火山影響等発生時の活動（手順整備、火山影響発生時の措置、除灰）
	火山影響等発生時の体制の整備に係る定期的な評価 火山影響等による災害未然防止措置
○その他自然災害発生時の体制の整備	その他自然災害発生時の体制の整備に係る計画の策定（作成者、承認者含む）
	その他自然災害発生時の体制の整備に係る計画に定める事項（要員の配置、教育訓練、資機材の配備、可燃物管理）
	その他自然災害発生時の体制の整備に係る計画制定/改正時の安全委員会付議
	その他自然災害発生時の活動（手順整備、地震による波及的影響防止、地震発生時の確認）
	その他自然災害発生時の体制の整備に係る定期的な評価 その他自然災害等による災害未然防止措置
○線量当量等の測定	管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近又は管理区域内の建屋入口付近に表示
○通信連絡手順の整備	通信連絡手順の整備
○安全避難通路等	安全避難通路、照明の整備
	安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置
○添付1	各計画策定に当たっての実施基準追加

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 ハッチング箇所：再処理施設保安規定と廃棄物管理施設における相違箇所

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p>(職 務)</p> <p>第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(14)～(38) (略)</p> <p>(39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「交流電源供給機能等喪失時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(40) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。</p> <p>(41)～(47) (略)</p> <p>(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認、事故等に係る記録並びに再処理施設内において溢水が発生した場合（以下「溢水発生時」という。）、化学薬品漏えいが発生した場合（以下「化学薬品漏えい発生時」という。）、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び再処理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(49)～(56) (略)</p> <p>(57) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る設計並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(58)～(62) (略)</p>	<p>(職 務)</p> <p>第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(29) (略)</p> <p><u>(30) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u></p> <p><u>(55) 防災業務課長は、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(56) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(48) 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画、事故等に係る記録並びに火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び廃棄物管理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p><u>(32) 土木建築技術課長は、建物の設置及び改造に係る設計並びに火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>注：再処理施設保安規定にあわせて記載順を変更。職務内容の変更箇所のみを示す。</p>	<p>再処理事業、廃棄物管理事業ともに各体制の整備に係る職務の追加であり整合している。</p> <p>廃棄物管理事業側には、防災管理部、防災業務課および防災施設課を追加する。（廃棄物管理事業側でこれまで規定していなかった火災防護対応の新規規定に伴い再処理事業側に合わせて追加）</p> <p>なお、追加する事象の相違に関する理由は、各活動の体制の整備の項目で示す。</p>
<p>(再処理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第21条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(略)</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う体制に関する計画</p> <p><u>④ 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防護計</u></p>	<p>(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等)</p> <p>第10条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(略)</p> <p>(5) この規定に基づく以下の計画</p> <p><u>①火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画（火災防</u></p>	<p>再処理事業、廃棄物管理事業ともに各計画の安全委員会への諮問追加であり整合している。</p> <p>なお、追加する事象の相違に関する理由は、各活動の体制の整備の項目で示す。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 ハッチング箇所：再処理施設保安規定と廃棄物管理施設における相違箇所

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p>画)            ⑤ 溢水発生時、化学薬品漏えい発生時、火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画            ⑥ 火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画            ⑦ 第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画            ⑧ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画            ⑨ 保安教育の実施計画            ⑩ 再処理施設の定期的な評価の実施計画            (以下、略)</p>	<p>護計画)            ②火山活動のモニタリング等の体制の整備に関する計画            ③火山影響等発生時及びその他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する計画            ④ガラス固化体の受入れ計画            ⑤第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画            ⑥廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画            ⑦保安教育の実施計画            ⑧定期的な評価の実施計画            (以下、略)</p>	<p>廃棄物管理事業側の計画の頭に記載されていた条番号の削除については再処理事業側に合わせて記載を見直した。</p> <p>諮問する計画の記載順は当該計画に係る保安規定条項順とした。</p> <p>なお、再処理施設の使用計画は、再処理施設の操作全体に関連する事項であるため、再処理施設保安規定第3章第1節「通則」に規定しており、ガラス固化体の受入れ計画は対応する廃棄物管理施設保安規定第3章第2節「ガラス固化体の受入れ」に規定している。今回追加する火災発生時等の施設の保全の体制整備に係る計画は、施設の操作全体に関連することから両事業とも「通則」に記載しており、審議事項の記載順もこれにあわせた。</p>
<p>(火災発生時の体制の整備)            第29条の2の2 防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画（火災防護計画）を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。            (1) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置（初期消火活動のために必要な10名以上の要員の常駐を含む。）            (2) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練            (3) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備（初期消火活動のために必要な別表7の2に示す設備等を含む。）</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)            第12条の3 防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画（火災防護計画）を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。            (1) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置（初期消火活動のために必要な10名以上の要員の常駐を含む。）            (2) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練            (3) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備（初期消火活動のために必要な別表2の2に示す設備等を含む。）</p>	<p>再処理事業、廃棄物管理事業ともに火災発生時の体制の整備の追加であり、整合している。</p>

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 ハッチング箇所：再処理施設保安規定と廃棄物管理施設における相違箇所

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p>(4) <u>再処理施設における可燃物の適切な管理</u></p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、<u>再処理安全委員会</u>に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における<u>再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</u>また、統括当直長は、<u>第25条</u>に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、火災の影響により、<u>再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と<u>使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置</u>について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>(4) <u>廃棄物管理施設における可燃物の適切な管理</u></p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、<u>貯蔵管理安全委員会</u>に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における<u>廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火災発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。</u>また、統括当直長<u>及び貯蔵管理課長</u>は、<u>第11条</u>に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。</p> <p>4 防災業務課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、火災の影響により、<u>廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u>と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と<u>ガラス固化体の受入れの停止等の措置</u>について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>6項は、措置内容が施設により異なるため、規定内容が異なっている。</p>
<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第29条の4 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に<u>火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、技術本部長の承認を得る。</u>また、当該計画は、添付1に示す「<u>火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準</u>」に従い作成する。</p> <p>(1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>2 技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、<u>再処理安全委員会</u>に諮問する。</p> <p>3 土木建築技術課長は、第1項の計画に基づき、<u>火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに火山活動のモニタリングのための活動を行う。</u></p> <p>4 土木建築技術課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行う。</p> <p>5 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、<u>火山専門家の助言を踏まえ、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</u></p> <p>6 社長は、前項の報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</p> <p>7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び<u>核燃料</u>取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき<u>使用済燃料の受入れの停止及び新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等は溶解、分離、精製、脱硝を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処</u>を行う。</p>	<p>(火山活動のモニタリング等の体制の整備)</p> <p>第12条の4 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に<u>火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、技術本部長の承認を得る。</u>また、当該計画は、添付1に示す「<u>火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準</u>」に従い作成する。</p> <p>(1) 火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>2 技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、<u>貯蔵管理安全委員会</u>に諮問する。</p> <p>3 土木建築技術課長は、第1項の計画に基づき、<u>火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備を実施するとともに火山活動のモニタリングのための活動を行う。</u></p> <p>4 土木建築技術課長は、前項に定める事項について定期的に評価を行う。</p> <p>5 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングの結果、観測データに有意な変化があった場合は、<u>火山専門家の助言を踏まえ、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</u></p> <p>6 社長は、前項の報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</p> <p>7 事業部長は、前項の社長からの指示を受け、工場長及び<u>廃棄物</u>取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき<u>ガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処</u>を行う。</p>	<p>再処理事業、廃棄物管理事業ともに火山活動のモニタリング等の体制の整備の追加であり、整合している。</p> <p>7項は、措置内容が施設により異なるため、規定内容が異なっている。</p>
<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第29条の5 技術課長は、<u>火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u>また、当該計画は、添付1に示す「<u>火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準</u>」に従い作成する。</p>	<p>(火山影響等発生時の体制の整備)</p> <p>第12条の5 技術課長は、<u>火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u>また、当該計画は、添付1に示す「<u>火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準</u>」に従い作成する。</p>	<p>再処理事業、廃棄物管理事業ともに火山影響等発生時の体制の整備の追加であり、整合している。</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 ハッチング箇所：再処理施設保安規定と廃棄物管理施設における相違箇所

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p>(1) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、火山現象の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>(1) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) 火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火山影響等発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、火山現象の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>6項は、措置内容が施設により異なるため、規定内容が異なっている。</p>
<p>(その他自然災害発生時の体制の整備)</p> <p>第29条の6 技術課長は、その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、その他自然災害の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合も含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>(その他自然災害発生時の体制の整備)</p> <p>第12条の6 技術課長は、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練</p> <p>(3) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 工場長は、その他自然災害の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>再処理事業、廃棄物管理事業ともにその他自然災害発生時の体制の整備の追加であり、整合している。</p> <p>6項は、措置内容が施設により異なるため、規定内容が異なっている。また、六ヶ所村に大津波警報が発表された場合の再処理等の停止協議については、再処理事業指定申請書に記載した要求であり、再処理事業側のみ変</p>

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p>(大気への放出)</p> <p>第 88 条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表 41 に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>(2) 放射性物質の放出量が別表 42 に定める放出管理目標値を超えないようにする。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 41 に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。</p> <p>3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。</p> <p>(環境監視)</p> <p>第 103 条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表 48 に定めるところにより測定する。</p> <p>2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第 86 条又は第 88 条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。</p> <p>3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第 1 項の測定結果又は第 86 条及び第 88 条の放射性物質の放出量に基づき評価する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 31 条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。</p> <p>(2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 8 に定める管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2 放射線管理課長は、別表 9 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 10 に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、第 2 項の測定結果を社員等が安全に認識できる場所に表示する。</p> <p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 41 条</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表 16 に定めるところにより測定する。</p> <p>4 環境管理課長は、第 2 項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p> <p>6 環境管理課長は、第 2 項の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>更した。</p> <p>再処理事業、廃棄物管理事業ともに管理区域入口付近への線量当量率等の表示の追加であり、整合している。</p> <p>従業者が認識できる場所への放射性物質の濃度等の表示については、許可基準規則およびその解釈にて監視設備が要求されていない廃棄物管理施設に対する保安上の要求として追加されたものと考え、再処理事業側には既に相当する規定として環境監視を規定していることから、今回の変更申請では廃棄物管理事業側のみ規定したが、再処理施設においても同じ運用を行うこととし、再処理施設の保安規定を補正する。</p>
<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 101 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 46 に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。</p> <p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近又は管理区域内の建屋入口付近に表示する。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第 41 条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表 15 に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、別表 11 に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではない。</p> <p>3 放射線安全課長は、第 1 項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>5 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近に表示する。</p>	
<p>(通信連絡手順の整備)</p> <p>第 111 条の 2 技術課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>(通信連絡手順の整備)</p> <p>第 49 条の 2 技術課長は、安全設計上想定される事故等が発生した場合に用いる警報装置及び通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p>	<p>再処理事業、廃棄物管理事業ともに通信連絡手順の整備の追加であり、整合している。</p> <p>設計基準事故と安全設計上想定される事故等の違いは、再処理事業指定基準規則第 1 条（定義）と</p>

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 ハッチング箇所：再処理施設保安規定と廃棄物管理施設における相違箇所

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等																								
		<p>廃棄物管理許可基準規則第1条（定義）の違いに伴う、再処理事業指定申請書と廃棄物管理事業許可申請書に違いによるもの。</p> <p>なお、データ伝送を再処理事業および廃棄物管理事業の両方に記載したが、廃棄物管理事業ではデータ伝送を実施しないため、廃棄物管理事業の変更申請を補正する。</p>																								
<p><u>(安全避難通路等)</u>  <u>第111条の3 管理担当課長、電気保全課長及び火災防護課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路並びに避難用及び作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</u>  <u>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</u>  <u>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</u></p>	<p><u>(安全避難通路等)</u>  <u>第49条の3 貯蔵管理課長、電気保全課長及び火災防護課長は、事業所内の人の退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び避難用照明を整備する。</u>  <u>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。</u>  <u>なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</u></p>	<p>再処理事業、廃棄物管理事業ともに安全避難通路等の追加であり、整合している。</p> <p>整備する照明の違いについては、それぞれ再処理事業指定申請書と廃棄物管理事業許可申請書との整合による。</p>																								
<p>別表7の2 初期消火活動に係る設備等（第29条の2の2関係）</p> <table border="1" data-bbox="74 1239 742 1428"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>数量</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話*1</td> <td>1回線*2</td> <td>防災施設</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車*3</td> <td>1台*4</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤</td> <td>1,500リットル以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：制御建屋中央制御室内に設置。          *2：点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。          *3：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有する。          *4：点検又は故障の場合は、*3に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。</p>	設備等	数量	担当課長	衛星電話*1	1回線*2	防災施設	化学消防自動車*3	1台*4	課長	泡消火薬剤	1,500リットル以上		<p>別表2の2 初期消火活動に係る設備等（第12条の3関係）</p> <table border="1" data-bbox="1305 1239 2018 1428"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>数量</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話*1</td> <td>1回線*2</td> <td>貯蔵管理課長</td> </tr> <tr> <td>化学消防自動車*3</td> <td>1台*4</td> <td>防災施設課長</td> </tr> <tr> <td>泡消火薬剤</td> <td>1,500リットル以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：制御室内に設置。          *2：点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。          *3：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有する。          *4：点検又は故障の場合は、*3に示す能力を有する動力ポンプ付き水槽車等で代替する。</p>	設備等	数量	担当課長	衛星電話*1	1回線*2	貯蔵管理課長	化学消防自動車*3	1台*4	防災施設課長	泡消火薬剤	1,500リットル以上		<p>再処理事業側は紐づく条項の変更に伴う記載の適正化。</p> <p>廃棄物管理事業側は、火災防護対応の新規規定に伴い、再処理に合わせて追加するものであり、変更後の記載は整合している。</p>
設備等	数量	担当課長																								
衛星電話*1	1回線*2	防災施設																								
化学消防自動車*3	1台*4	課長																								
泡消火薬剤	1,500リットル以上																									
設備等	数量	担当課長																								
衛星電話*1	1回線*2	貯蔵管理課長																								
化学消防自動車*3	1台*4	防災施設課長																								
泡消火薬剤	1,500リットル以上																									
<p><u>添付1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準</u>  <u>(第29条の2の2、第29条の3、第29条の4、第29条の5及び第29条の6関連)</u></p> <p><u>1 火災</u>  <u>防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次</u></p>	<p><u>添付1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準</u>  <u>(第12条の3、第12条の4、第12条の5及び第12条の6関連)</u></p> <p><u>1 火災</u>  <u>防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備とし</u></p>	<p>再処理事業、廃棄物管理事業ともに各体制の整備に係る実施基準の追加であり整合している。</p> <p>溢水及び化学薬品の漏えいについては、再処理指</p>																								

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p>の1. 1から1. 4を含む火災防護計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><u>1. 1 要員の配置</u></p> <p>(1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、<b>第109条</b>に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) 事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 初期消火要員 通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10名以上を再処理事業所に常駐させる。</p> <p>c. 自衛消防隊</p> <p>(a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、10班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。</p> <p>(c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p><u>1. 2 教育訓練の実施</u></p> <p>防災業務課長及び<b>運転部長</b>は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育 防災業務課長は、<b>再処理</b>施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</p> <p>b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練 防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 操作員に対する教育訓練 <b>運転部長</b>は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>a. <b>再処理</b>施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び</p>	<p>て、次の1. 1から1. 4を含む火災防護計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発生時における<b>廃棄物管理</b>施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p><u>1. 1 要員の配置</u></p> <p>(1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、<b>第47条</b>に定める必要な要員を配置する。</p> <p>(3) 事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 初期消火要員 通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10名以上を再処理事業所に常駐させる。</p> <p>c. 自衛消防隊</p> <p>(a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、10班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。</p> <p>(c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p><u>1. 2 教育訓練の実施</u></p> <p>防災業務課長及び<b>貯蔵管理課長</b>は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育 防災業務課長は、<b>廃棄物管理</b>施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</p> <p>b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練 防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 操作員に対する教育訓練 <b>貯蔵管理課長</b>は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>a. <b>廃棄物管理</b>施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器（以下「安重機能を有する機器等」という。）を火災及び爆発から防護することを目的とした</p>	<p>定基準規則第11条（溢水による損傷の防止）及び第12条（化学薬品の漏えいによる損傷の防止）に基づき再処理事業指定申請書に記載した要求であり、再処理事業側のみ変更した。</p> <p>（以下再処理事業指定申請書と廃棄物管理許可申請書の細かい記載の違いおよび各事業組織体制の違いによるものを除いた主な相違点について記載する。）</p>

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p>爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</p> <p>(a) 火災及び爆発から防護すべき安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等（「放射性物質貯蔵等の機器等」とは、安全機能を有する施設のうち、再処理施設において火災又は爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたものをいう。）</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>(c) 火災感知設備</p> <p>(d) 消火設備</p> <p>(e) 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(f) 火災影響評価</p> <p>b. 再処理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練</p> <p>(4) 消防訓練</p> <p>防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 3 資機材の配備</p> <p>防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。</p> <p>1. 4 手順の整備</p> <p>(1) 防災業務課長は、再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等</p> <p>b. 再処理施設における安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと</p> <p>c. 前b.を除く再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと</p> <p>d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>e. 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるための消火活動における運用及び留意事項</p> <p>(2) 各職位は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 火災が発生していない平常時の対応</p> <p>(a) 統括当直長は、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火</p>	<p>火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減に関する教育</p> <p>(a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（「安重機能を有する機器等」及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち、「安重機能を有する機器等」を除いたものをいう。）</p> <p>(b) 火災及び爆発の発生防止対策</p> <p>(c) 火災感知設備（自動火災報知設備）</p> <p>(d) 消火設備</p> <p>(e) 火災及び爆発の影響軽減対策</p> <p>(f) 火災影響評価</p> <p>b. 廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練</p> <p>(4) 消防訓練</p> <p>防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 3 資機材の配備</p> <p>防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。</p> <p>1. 4 手順の整備</p> <p>(1) 防災業務課長は、廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。</p> <p>a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等</p> <p>b. 廃棄物管理施設における火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと</p> <p>c. 前b.を除く廃棄物管理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと</p> <p>d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等</p> <p>(2) 各職位は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 火災が発生していない平常時の対応</p> <p>(a) 貯蔵管理課長は、制御室に設置する火災報知盤によって、施設内で火災が発生していな</p>	<p>廃棄物管理事業の火災防護対象設備に該当する対象の記載を適正化するため、変更申請を補正する。</p> <p>再処理指定基準規則第11条（溢水による損傷の防止）に基づき再処理事業指定申請書に記載した措置であり、再処理事業側</p>

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

赤字箇所：保安規定変更箇所  
 ハッチング箇所：再処理施設保安規定と廃棄物管理施設における相違箇所

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p><u>炎受信器盤</u>によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。</p> <p>(b) <u>統括当直長</u>は、消火設備の故障警報が発報した場合には、<u>中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認する。</u>消火設備が故障している場合には、<u>早期に必要な修理を依頼する。</u></p> <p>b. <u>消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災発生時の対応</u></p> <p>(a) <u>統括当直長</u>は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、<u>消火活動を行う。</u></p> <p>(b) <u>統括当直長</u>は、消火活動が困難な場合は、<u>操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</u></p> <p>c. <u>中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における火災及び爆発発生時の対応</u></p> <p>(a) <u>統括当直長</u>は、火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、<u>常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。</u></p> <p>(b) <u>統括当直長</u>は、煙の充満により操作に支障がある場合は、<u>火災及び爆発発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</u></p> <p>d. <u>火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応</u>  <u>統括当直長</u>は、<u>現場確認を行い、火災の有無を確認する。</u></p> <p>e. <u>消火活動</u>  <u>各職位</u>は、<u>火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</u></p> <p>f. <u>防火監視</u>  <u>統括当直長</u>は、<u>可燃物の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。</u></p> <p>g. <u>可燃物の持込みと保管</u>  <u>各職位</u>は、<u>再処理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。</u></p> <p>h. <u>可燃性又は難燃性の雑固体の一時集積及び保管時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止</u>  <u>統括当直長及び各課長</u>は、<u>再処理施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</u></p> <p>i. <u>火気作業</u>  <u>各職位</u>は、<u>再処理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。</u></p> <p>(a) <u>火気作業前の計画作成</u></p> <p>(b) <u>火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</u></p> <p>(c) <u>火気作業後の確認事項（残り火の確認等）</u></p>	<p><u>いこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。</u></p> <p>(b) <u>貯蔵管理課長</u>は、消火設備の故障警報が発報した場合には、<u>制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。</u></p> <p>b. <u>消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災及び爆発の発生時の対応</u></p> <p>(a) <u>貯蔵管理課長</u>は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、<u>消火活動を行う。</u></p> <p>(b) <u>貯蔵管理課長</u>は、消火活動が困難な場合は、<u>操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</u></p> <p>c. <u>制御室における火災及び爆発発生時の対応</u></p> <p>(a) <u>貯蔵管理課長</u>は、火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、<u>常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。</u></p> <p>(b) <u>貯蔵管理課長</u>は、煙の充満により操作に支障がある場合は、<u>火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。</u></p> <p>d. <u>火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応</u>  <u>貯蔵管理課長</u>は、<u>現場確認を行い、火災の有無を確認する。</u></p> <p>e. <u>消火活動</u>  <u>貯蔵管理課長</u>は、<u>火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。</u></p> <p>f. <u>防火監視</u>  <u>貯蔵管理課長</u>は、<u>可燃物の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。</u></p> <p>g. <u>可燃物の持込みと保管</u>  <u>各職位</u>は、<u>廃棄物管理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。</u></p> <p>h. <u>可燃性又は難燃性の固体廃棄物貯蔵時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止</u>  <u>各職位</u>は、<u>廃棄物管理施設において可燃性又は難燃性の固体廃棄物を貯蔵する必要がある場合、火災及び爆発の発生及び延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</u></p> <p>i. <u>火気作業</u>  <u>各職位</u>は、<u>廃棄物管理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。</u></p> <p>(a) <u>火気作業前の計画作成</u></p> <p>(b) <u>火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置</u></p> <p>(c) <u>火気作業後の確認事項（残り火の確認等）</u></p>	<p>のみ変更した</p>

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p>(d) <u>安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</u></p> <p>(e) <u>火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）</u></p> <p>(f) <u>仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用制限</u></p> <p>(g) <u>火気作業に関する教育</u></p> <p>j. <u>化学薬品の取扱い及び保管</u>  <u>各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</u></p> <p>k. <u>火災防護に必要な設備の機能維持</u>  <u>管理担当課長及び保守担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p> <p>l. <u>防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備</u>  <u>防災業務課長は、火災時の消火活動に必要となる防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。</u></p> <p>m. <u>消火活動に必要な設備の設置</u>  <u>防災施設課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を設置する。</u></p> <p>n. <u>設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理</u>  <u>各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋及び屋外に設置する外部火災防護対象施設が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</u></p> <p>o. <u>外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</u>  <u>(a) 管理担当課長は、外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する。また、対策に必要な資機材を整備する。</u>  <u>(b) 統括当直長は、必要に応じて、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する。</u>  <u>(c) 統括当直長は、必要に応じて、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気との連絡口を遮断し、操作員への影響を防止する。</u></p> <p>p. <u>外部火災に対する消火活動</u>  <u>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</u></p> <p>q. <u>敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</u>  <u>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</u></p> <p>r. <u>外部火災の評価の条件変更に係る対応</u>  <u>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</u></p>	<p>(d) <u>安全上重要と判断された区域における火気作業の管理</u></p> <p>(e) <u>火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等）</u></p> <p>(f) <u>仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用制限</u></p> <p>(g) <u>火気作業に関する教育</u></p> <p>j. <u>化学薬品の取扱い及び保管</u>  <u>各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</u></p> <p>k. <u>火災防護に必要な設備の機能維持</u>  <u>管理担当課長及び保守担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</u></p> <p>l. <u>防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備</u>  <u>防災業務課長は、火災時の消火活動に必要となる防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。</u></p> <p>m. <u>消火活動に必要な設備の設置</u>  <u>防災施設課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を設置する。</u></p> <p>n. <u>設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理</u>  <u>各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</u></p> <p>o. <u>外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</u>  <u>貯蔵管理課長は、外部火災により、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</u></p> <p>p. <u>外部火災に対する消火活動</u>  <u>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</u></p> <p>q. <u>敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</u>  <u>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</u></p> <p>r. <u>外部火災の評価の条件変更に係る対応</u>  <u>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</u></p>	<p>外部火災によるばい煙および有毒ガス発生時対応の          手順整備は、廃棄物管理事業側は廃棄物管理事業許可申請書に記載した制御室に及んでも施設の監視が実施できるようにするための措置、再処理事業側は再処理指定基準規則第20条（制御室等）も踏まえ、再処理事業指定申請書に記載した外気との連絡口の遮断、換気設備の再循環、フィルタ交換等の措置に違いがあるためである。</p>

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p>s. 再処理停止等の措置</p> <p>(a) 統括当直長は、敷地内の外部火災が発生した場合は、使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</p> <p>(b) 統括当直長は、敷地外の外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、再処理施設が影響を受ける場合には使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</p> <p>1. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、1. 1から1. 4の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</p> <p>(2) 防災業務課長は、1. 1から1. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>1. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>1. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、1. 1から1. 4の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</p> <p>(2) 防災業務課長は、1. 1から1. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じさせる。</p> <p>1. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>再処理停止等の措置の手順整備は、施設への影響を考慮し、再処理事業指定申請書に記載した措置であり、再処理事業側のみ変更した。</p> <p>災害を未然に防止するための措置は、施設の違いによる措置の違いがあるためである。</p>
<p>4 火山活動のモニタリング等</p> <p>土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の4. 1から4. 4を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>4. 3 手順の整備</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</p> <p>b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</p> <p>c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。</p> <p>(a) 対象火山の選定</p>	<p>2 火山活動のモニタリング等</p> <p>土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の2. 1から2. 4を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>(1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 手順の整備</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</p> <p>b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</p> <p>c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。</p> <p>(a) 対象火山の選定</p>	

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p>(b) 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた判断基準（公的機関の発表情報、地殻変動及び地震）の設定</p> <p>(c) 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）</p> <p>(d) 定期的な評価及び対応（平常時）</p> <p>(e) 臨時の評価及び対応（注意時、警戒時及び緊急時）</p> <p>(f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告</p> <p>(g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し</p> <p>4. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、4. 1から4. 3の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。</p> <p>(2) 技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>4. 5 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れの停止及び新たなせん断処理の停止、工程内の核燃料物質等は溶解、分離、精製、脱硝を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。</p>	<p>(b) 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた判断基準（公的機関の発表情報、地殻変動及び地震）の設定</p> <p>(c) 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）</p> <p>(d) 定期的な評価及び対応（平常時）</p> <p>(e) 臨時の評価及び対応（注意時、警戒時及び緊急時）</p> <p>(f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告</p> <p>(g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し</p> <p>2. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、2. 1から2. 3の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。</p> <p>(2) 技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>2. 5 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う方針とする。</p>	<p>災害を未然に防止するための措置は、施設の違いによる措置の違いがあるためである。</p> <p>ただし、記載の仕方に相違があるため、廃棄物管理事業の変更申請を補正する。</p>
<p>5 火山影響等及び降雪発生時</p> <p>技術課長は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1から5. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置</p> <p>(1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。また、統括当直長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 各職位は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 運転部長は、操作員に対して、火山影響等及び降雪発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練並びに火山事象及び降雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p>	<p>3 火山影響等発生時</p> <p>技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置</p> <p>(1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。また、貯蔵管理課長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 各職位は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等発生時に対する運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 貯蔵管理課長は、操作員に対して、火山影響等発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(3) 貯蔵管理課長は、課員に対して、火山影響等発生時に対する運用管理に関する教育訓練並びに火山事象より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。</p>	<p>降雪発生時の対応は、施設への影響を考慮し再処理事業指定申請書に記載した措置であり、再処理事業側のみ変更した。</p> <p>火山影響等発生時の第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼ</p>

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p>(4) 各職位は、非常時要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時の第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>5.3 資機材の配備                      (1) 各職位は、降下火砕物及び積雪の除去等の屋外作業時に使用する道具、防護具等を配備する。</p> <p>5.4 手順の整備                      (1) 各職位は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止                      (a) 統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物から防護する施設（安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器が対象であり、以下「降下火砕物防護対象施設」という。）を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。                      (b) 統括当直長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</p> <p>b. 降下火砕物及び積雪の除去作業                      (a) 管理担当課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じフィルタの清掃又は交換を実施する。                      (b) 統括当直長は、降灰後は設計対処施設（降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設が該当する。）への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。                      また、上記以外の降下火砕物及び積雪の除去作業については、降灰及び降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼすおそれがあると判断した場合に実施する。</p> <p>c. 制御建屋中央制御室の居住性確保に関する対策                      (a) 統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講じる。                      (b) 安全ユーティリティ課長は、降下火砕物の影響により制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃若しくは交換を実施する。</p> <p>d. 降灰の再処理施設への影響確認                      管理担当課長は、降灰が確認された場合は、再処理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持                      管理担当課長及び保修担当課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、</p>	<p>3.3 資機材の配備                      (1) 各職位は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>3.4 手順の整備                      (1) 各職位は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 降下火砕物の侵入防止                      (a) 貯蔵管理課長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。                      (b) 貯蔵管理課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</p> <p>b. 降下火砕物の除去作業                      (a) 貯蔵管理課長は、降灰後は設計対処施設への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。</p> <p>c. 制御室の居住性確保に関する対策                      (a) 貯蔵管理課長は、降灰が確認され、制御室の居住性が損なわれるおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</p> <p>d. 降灰の廃棄物管理施設への影響確認                      貯蔵管理課長は、降灰が確認された場合は、廃棄物管理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持                      貯蔵管理課長及び保修担当課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、</p>	<p>ル発電機および安全圧縮空気系空気圧縮機の機能を維持するための対策は施設への影響を考慮し再処理事業指定申請書に記載した措置であり、再処理事業側のみ変更した。</p> <p>降下火砕物および積雪の除去作業は施設への影響を考慮し再処理事業指定申請書と廃棄物管理事業許可申請書に記載した措置の違いがあるためである。</p> <p>制御室の居住性確保に関する対策の手順整備は、廃棄物管理事業側は廃棄物管理事業許可申請書に記載した制御室に及んでも施設の監視が実施できるようにするための措置、再処理事業側は再処理指定基準規則第20条（制御室等）も踏まえ、再処理事業指定申請書に記載した外気との連絡口の遮断、換気設備の再循環、フィルタ交換等の措置に違いがあるためである。</p> <p>なお、廃棄物管理施設のc.の標題が措置内容と整合していないため、廃</p>

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p>降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>5. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、5. 1から5. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、5. 1から5. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>5. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火山影響等及び降雪発生時の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置*1について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>*1：火山影響等発生時における使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</p>	<p>降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>3. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、3. 1から3. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、3. 1から3. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>3. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火山影響等発生時の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。火山影響等発生時におけるガラス固化体の受入れの停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</p>	<p>棄物管理事業の変更申請を補正する。</p> <p>災害を未然に防止するための措置は、施設の違いによる措置の違いがあるためである。ただし、判断基準の記載の仕方に相違があるため、廃棄物管理事業の変更申請を補正する。</p>
<p>6 地震</p> <p>技術課長は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1から6. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置</p> <p>(1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 技術課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 運転部長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備</p> <p>各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順の整備</p> <p>(1) 各職位は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p>	<p>4 地震</p> <p>技術課長は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1から4. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置</p> <p>(1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。</p> <p>(2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 技術課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(2) 貯蔵管理課長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備</p> <p>各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順の整備</p> <p>(1) 各職位は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p>	

表2 再処理および廃棄物管理事業間の整合性並びに相違点およびその理由

再処理施設保安規定（変更後）	廃棄物管理施設保安規定（変更後）	整合性等
<p><b>a. 波及的影響防止</b></p> <p>(a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、耐震重要施設（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設をいい、耐震Sクラスに属する施設）に対する下位クラス施設の以下4つの観点並びに溢水、化学薬品漏えい及び火災の観点における波及的影響を防止する。</p> <p>なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。</p> <p>ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p><b>b. 地震発生時の再処理施設への影響確認</b></p> <p>管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p><b>6. 5 定期的な評価</b></p> <p>(1) 各職位は、6. 1から6. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、6. 1から6. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p><b>6. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</b></p> <p>工場長は、地震の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合を含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p><b>a. 波及的影響防止</b></p> <p>(a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、安全上重要な施設に対する下位クラス施設の以下4つの観点における波及的影響を防止する。</p> <p>なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。</p> <p>ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>イ. 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響</p> <p><b>b. 地震発生時の廃棄物管理施設への影響確認</b></p> <p>貯蔵管理課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p><b>4. 5 定期的な評価</b></p> <p>(1) 各職位は、4. 1から4. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、4. 1から4. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p><b>4. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</b></p> <p>工場長は、地震の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>溢水、化学薬品漏えいおよび火災の観点での波及的影響防止は、再処理事業指定申請書との整合を踏まえ、再処理事業側のみ追加。</p> <p>災害を未然に防止するための措置は、施設の違いによる措置の違いがあるためである。</p>